

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

平成20年5月

兵 庫 県

目 次

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	計画の目標	1
1	水質保全等に関する目標	1
2	自然景観の保全に関する目標	2
第 3	目標達成のため講ずる施策	2
1	水質汚濁の防止	2
(1)	水質総量規制制度等の実施	2
(2)	有害化学物質等の規制及び把握等	4
(3)	油等による汚染の防止	4
(4)	その他の措置	5
2	自然景観の保全	6
(1)	自然公園等の保全	6
(2)	緑地等の保全	6
(3)	史跡、名勝、天然記念物等の保全	8
(4)	散乱ごみ、油及び建設残土等の除去	8
(5)	その他の措置	8
3	浅海域の保全等	9
(1)	藻場及び干潟等の保全等	9

(2) 自然海浜の保全等	9
4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮	10
5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	10
(1) 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化	10
(2) 不可避な埋立てにおける配慮	10
6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	10
(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用	10
(2) 処理施設等の整備	11
(3) 処分地の確保	11
7 健全な水循環機能の維持・回復	11
8 失われた良好な環境の回復	12
9 島しょ部の環境の保全	12
10 下水道等の整備の促進	12
(1) 下水道の整備	12
(2) その他の生活排水処理施設の整備	13
(3) し尿処理施設の整備	13
11 海底及び河床の汚泥の除去	14
12 水質等の監視測	14
13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発	14
14 環境保全思想の普及及び住民参加の推	15

15	環境学習・環境教育の推進	15
16	情報提供、広報の充実	15
17	広域的な連携の強化等	16
18	海外の閉鎖性海域との連携	16
第4	施策実施上必要な事項	16
1	施策の積極的推進	16
2	施策の実施状況及びその効果の把握	16
3	計画推進のための関係機関との連絡調整	16

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定に基づき、兵庫県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち兵庫県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第 1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目的として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき本県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものであり、また、この計画を策定公表することにより県内の瀬戸内海関係者及び広く県民に対し瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第 2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることから、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。

1 水質保全等に関する目標

- (1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状から、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目指すこと。
- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。
また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。
- (4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえ

で重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境学習・環境教育の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることから、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

2 自然景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

- (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることから、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

- (3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

- (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

第3 目標達成のため講ずる施策

計画の目標をできるだけ速やかに達成すること、また達成されているものについてはその状態を維持することを目途として、瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は次のとおり。

施策の実施に当たっては、平成14年度に策定した「ひょうごの森・川・海再生プラン」を踏まえるものとする。

1 水質汚濁の防止

(1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海は、大阪湾、播磨灘及び紀伊水道の一部からなっており、現在、これら海域において水質環境基準の類型指定が一般項目について24水域、栄養塩類について9水域について行われ、各水域の水質汚濁状況を把握するため一般項目について40地点を、栄養塩類について29地点を環境基準点として水質調査を実施している。

これらの環境基準地点の水質は、健康項目については、平成18年度についてみると、100%

環境基準を達成している。

また、平成 18 年度の生活環境項目については、COD(化学的酸素要求量)の75%値は、A 類型海域では 1.6~3.7mg/l、B 類型海域では 1.8~4.9mg/l、C 類型海域では 1.9~5.2mg/l である。また、環境基準達成率は類型毎にそれぞれ 33%、50%、100%、類型計 75%である。

富栄養化の主要な原因物質である全窒素・全りんについての平成 18 年度の環境基準点での水域内年平均値は、全窒素では、類型海域で 0.20~0.26mg/l、類型海域で 0.21~0.39mg/l、類型海域で 0.60mg/l であり、環境基準達成率は類型毎にそれぞれ 100%、100%、100%、類型計 100%である。全りんでは、類型海域で 0.023~0.027mg/l、類型海域で 0.025~0.037mg/l、類型海域で 0.059mg/l であり、環境基準達成率は類型毎にそれぞれ 100%、100%、100%、類型計 100%である。

環境基準が未達成なものはこれを達成させるために積極的に汚濁負荷量の低減を図り、また達成されているものはその状態を維持することが必要である。特に広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、「第 6 次水質総量削減基本方針(瀬戸内海)」に定められた平成 21 年度における COD 削減目標量 56 トン/日、窒素削減目標量 59 トン/日、りん削減目標量 3.1 トン/日を達成するため、発生源別削減目標量を、COD で生活排水 29 トン/日、産業排水 21 トン/日、その他 6 トン/日、窒素で、生活排水 25 トン/日、産業排水 15 トン/日、その他 19 トン/日、りん で生活排水 1.7 トン/日、産業排水 0.7 トン/日、その他 0.7 トン/日とする「第 6 次水質総量削減計画」を平成 19 年度に策定したところであり、今後、この計画に基づく諸施策を積極的に実施するとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

これらの施策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずるものとする。

ア 生活排水については、「生活排水 99%フォローアップ作戦」を推進し、処理を進めるとともに、既に整備された下水処理施設については海域の状況を勘案しつつ高度処理の導入を進める。また、家庭からの汚濁負荷量の削減を進めるための普及啓発を推進する。

イ 産業排水については、水質総量規制に基づき、COD 及び窒素、りんの削減目標量の達成を図るとともに、有害化学物質等の排出を抑制する。このため、事業場内での排水処理施設の整備と併せて用水の合理化、製造過程における対策等を推進するとともに、小規模・未規制事業場対策を推進する。

また、企業の金利負担の軽減を図りながら公害除去施設の設置促進を図るため、兵庫県地球環境保全資金融資制度(公害防止・環境保全施設等設置資金)による中小企業への支援を進めるとともに、事業者による自主的な環境の管理の促進を図るものとする。

ウ 養殖漁業の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。

また、農業、畜産業からの負荷の削減を図るために、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、「兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針」、「ひょうごのやさ

しい施肥・土づくり推進要領」に基づき、農業排水中の窒素、りんを軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用を促進する。

エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。

オ 本県の瀬戸内海における赤潮の発生件数は、近年横ばいではあるが、その発生状況は長期的であり、また広範囲化の傾向がみられ、平成 18 年においては 5 件が発生していることから、赤潮の発生等、富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止を図るため、平成 19 年度に策定した「第 6 次水質総量削減計画」に基づき、削減目標量の達成を図るとともに、排出実態調査等による目標達成状況の把握を行い、全窒素及び全りんに係る環境基準の達成・維持に努めるものとする。

さらに、総合的な富栄養化対策の推進を図るため、窒素及びりんの海域における収支挙動及び流入実態調査等を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置につき検討するものとする。

また、赤潮による漁業被害を未然に防止するため、赤潮情報伝達事業による監視通報体制を強化するとともに、赤潮調査事業等により赤潮対策に関する調査研究を推進するものとする。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握等

有害化学物質による汚染の実態の把握に努めるとともに、有害化学物質を総合的に管理するシステムの構築に向けて検討を行う。

このため、特定施設の設置等の許可制度の適切な運用等を図るものとする。

特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進する。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を促進する。

(3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海においては、特定重要港湾として神戸港、姫路港が、重要港湾として東播磨港、尼崎西宮芦屋港が指定されているほか、地方港湾は明石港等 24 港が数えられる。

石油コンビナート等特別防災区域として、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が政令指定されているところであり、石油等が大量に貯蔵され取扱われている。

また、本県海域は海上交通の要衝として大小の船舶の往来が盛んである。

このような状況を踏まえ以下のような施策を講ずることにより、船舶廃油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成 18 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、油等汚染事件に伴う海洋環境被害の防止または回復のための措置が適切に実施できるよう、地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の整備

船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締まりの強化を図る。

一方、神戸港に設置されている廃油処理施設の高度活用を図るとともに、必要に応じてこの施設の設置等を図る。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底及び指導監視の強化を図るとともに、兵庫県及び関係市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による一方的な防災活動等の適切な運営を促進する。

また、船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、海上交通安全法及び港則法等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図るとともに海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス、オイルフェンス展張船及び薬剤等の備付け義務の徹底を図る。

また、流出油等を速やかに回収するため、神戸港等 2 箇所を整備されている油回収船の高度の活用を図る。

さらに、海上災害の発生及び防止のための海上災害防止センターの活用を図るとともに、大阪湾における大量の流出油等に対しては、「大阪湾播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに大阪湾・播磨灘排出油等防除対策協議会を活用して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。

また、油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。

エ 環境保全対策の充実

脆弱沿岸海域図、漁業影響情報図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。

また、環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。

(4) その他の措置

ア 大阪湾での取り組み

上記の施策のほか、富栄養化が他の湾灘に比べて相当高い大阪湾奥部については、大阪湾環境保全協議会等の事業を通じ、地域間、流域間の連携を強化し、水質保全対策の強化を図るものとする。

また、平成 16 年 3 月に策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を進めるとともに、施策の効果把握のためのモニタリング等の施策を進める。また、県民や民間団体、学識者、事業者等の多様な主体とも連携し進めるとともに、環境学習・環境教育の場としても機能するよう配慮する。

イ 移入種に係る配慮

他の海域から入り込む魚介類や微生物等が水質、生態系、漁業資源等に大きな影響を及

ばすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県区域における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園として指定されている淡路島の門崎、由良、諭鶴羽山等及び六甲山一帯や、赤穂御崎、室津海岸、家島群島等の西播磨地方の海岸のほか、県立自然公園として指定されている西播丘陵及び播磨中部丘陵、環境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域として沼島神社等、環境緑地保全地域として大島山、郷土記念物として大和島等がある。

これら地域は、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努めるとともに、公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正かつ積極的に推進するものとする。

さらに、必要に応じ、これらの区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の瀬戸内海の島しょ部及び海岸部の潜在植生はシイ・カシ類等の照葉樹であるが、古来、人為的影響を受けてシイ・カシ類の大径木は減少し、ウバメガシ、トベラ、カナメモチ等が優先する二次林となっている。

さらに、近年における各種開発により自然緑地は減少してきている。

また、アカマツ・クロマツについては、森林病虫害による被害が発生している。

そこで、現状の緑を極力維持しかつ積極的にこれを育てるため以下のような施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地等の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地を確保するため、森林法に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図るとともに、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可及び海岸法に基づく許可に際しては緑地等の保全につき十分配慮する。

なお、土石採取の跡地緑化復元については、環境の保全と創造に関する条例に基づく「土石採取等遵守基準」により指導を強化している。

また、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等公益的機能の高い松林は森林病虫害を防除して、その機能の確保に努める。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

県及び市町における都市公園事業、姫路港、東播磨港等における港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進するとともに、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、都市計画法に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。

沿岸都市地域における都市公園事業実施市町（平成 18 年度）

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	伊丹市	豊岡市	加古川市	たつの市
赤穂市	三木市	三田市	篠山市	淡路市	稲美町	播磨町	太子町

（国事業 2 市、県事業 7 市、市事業 8 市 3 町）

港湾環境整備事業（緑地等施設）実施箇所

継続	新規
神戸港東部臨海部地区 尼崎西宮芦屋港尼崎地区(扇町) 尼崎西宮芦屋港甲子園浜地区 明石港	

漁港環境整備事業（緑地等施設）実施予定箇所

実施予定箇所
塩屋漁港 炬口漁港 香住漁港 丸山漁港 坊勢漁港 岩見漁港 生穂漁港

沿岸都市地域における近郊緑地保全区域等（平成 18 年度末）

（単位：ha）

区分	近郊緑地保全区域	特別緑地保全地区 （近郊緑地特別保全地区）	風致地区
神戸市	10,487	2,601.4 (2,141.6)	9,216
西宮市	2,944	46.6 (30)	2,121
芦屋市	899	29 (29)	1,088
伊丹市	-	-	122
宝塚市	3,971	290.1 (284)	-
川西市	2,220	-	-
三田市	790	-	-
猪名川町	3,100	-	-
赤穂市	-	-	977
洲本市	-	-	1,192

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進めていくとともに、保安林整備管理事業や森林病害虫被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。

エ 緑化修景措置

開発等によりやむを得ず緑が減少する場合には、これを極力回復するよう努めるとともに、本県の「開発許可制度に関する技術的指導基準」に基づく設置基準に即した公園緑地等を確保させ併せて植栽等を指導するほか、都市緑地法による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修

復に努める。また、環境の保全と創造に関する条例に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化を推進する。

オ 臨海部の遊休地等における森づくり

これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、臨海部の遊休地等において、まとまった規模の森を創出し、良好な景観の創出を図る。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が数多い。本県区域に存在するものとしては、文化財保護法に基づき指定されている史跡として五色塚(千壺)古墳 小壺古墳、西宮砲台等が、名勝としては慶野松原が、天然記念物として生島樹林があり、また、兵庫県文化財保護条例による史跡として輿塚古墳等が、天然記念物として諭鶴羽山のアカガシ群落、沼島のウミウ渡来地等がある。

これら瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財については、良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。

(4) 散乱ごみ、油及び建設残土等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、神戸港、姫路港等に配備されている清掃船及び油回収船の積極的な活用を図るとともに、今後とも必要に応じこれら船艇の建造配備に努めるものとする。

また、海面、海浜等におけるごみ、油及び建設残土等の不法投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、港湾法、河川法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、河川、海岸愛護県民運動等の民間清掃活動を含めて、河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。

また、廃プラスチック・廃船が問題となっているため、汚染の実態把握及び防止対策を図るものとする。

清掃船等配備状況

(単位：隻)

区分	清掃船	油回収船	兼用船
神戸港	4	1	1
姫路港	2 (2)	1 (1)	-
相生港	3 (3)	-	-

備考 ()内は民間所有で内数

(5) その他の措置

自然景観の保全のため上記の施策を推進するほか、開発等の実施に当たっては、海岸の景観の保全について十分配慮し、また、海面及び沿岸部等において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまで失われた自然海岸の回復についても配慮するものとする。

さらに景観の形成等に関する条例による景観形成地区等の指定により自然景観と調和した良好な景観形成に努めるとともに、プレジャーボートの放置についても、適正な管理の促

進に努めるものとする。

また、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

3 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟等の保全等

「藻場造成指針」によると、平成19年現在、本県の瀬戸内海には藻場が1,372haあり、漁場整備などによる藻場造成の効果が現れている。また、赤穂地先等には約126.4haの干潟が存在している。

魚介類の産卵、生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。これらは水質浄化や生物多様性の確保、環境学習・環境教育の場等として重要な役割を果たしている。

そこで水産資源保護法に基づき保護水面に指定されている南あわじ市及び洲本市(播磨灘側)地先水域及び瀬戸内海漁業取締規則に基づき藻場等ひき網漁業禁止区域に指定されている淡路市(播磨灘側)地先水域の藻場並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国指定鳥獣保護区(特別保護地区)に指定されている浜甲子園地先の干潟については、関係法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその保全を図るとともに、国指定浜甲子園鳥獣保護区(特別保護地区)については期間更新(再指定)を行い、他の区域については適宜指定の見直し、区域の変更等を行うものとする。

さらに、保全に止まらず、水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業等により増殖場を造成する等、積極的に藻場等の造成に努めるものとするとともに、これまで失われた藻場及び干潟については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 自然海浜の保全等

「第5回自然環境保全基礎調査 海岸調査」(環境庁)によると、平成8年度調査において、本県の瀬戸内海の海岸線のうち人工海岸は約58%、半自然海岸は約19%、自然海岸は約22%、河口部は約1%である。

これらの自然海岸及び半自然海岸の海浜は、海水浴、潮干狩等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場、海辺の自然観察の場として年間を通じ多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活の確保に大きく寄与しているところであるが、近年これら自然海浜が減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう以下の施策を講ずるものとする。

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

海水浴場等に利用されている自然海浜については、環境の保全と創造に関する条例に基づき自然海浜保全地区として指定を行うとともに同条例の適切な運用を図り、保全に努める。

また、自然公園法、都市計画法、都市緑地法、都市公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、環境の保全と創造に関する条例等による各種指定地区の区域に含まれる自然海浜については、関係法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を

図る。

イ 養浜等による海浜環境の整備

保全に止まらず積極的に自然とのふれあい等の場としての海浜を拡充するため、海岸環境整備事業、港湾環境整備事業等により海浜環境の整備を推進する。

また、現在、海岸管理者と地元市町による海岸清掃事業を実施しており、今後とも、民間清掃活動を含めて海浜部の漂着ゴミ等を対象とした清掃事業を鋭意実施する。

海岸環境整備事業等実施予定箇所

神戸港海岸	尼崎西宮芦屋港海岸	東播磨港海岸	東播海岸
都志港海岸	田之代海岸	鳥飼海岸	

4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

海砂利については、既に良質な砂利の賦存海域が漁業調整規則による砂利採取禁止区域に指定されており、今後とも規制を継続することとする。

5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

(1) 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化

本県の瀬戸内海区域において、埋立てを回避する、あるいは埋立て必要規模を最小化するため、沿岸域の最適な土地利用に努めるほか、廃棄物排出量の削減等に努める。

(2) 不可避な埋立てにおける配慮

やむを得ない事由により行われる埋立てについては、公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たって、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法及び環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価を実施し、環境影響の回避、最小化に努める。不可避の影響については、定量的評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄に対する監視等の強化を図り、その防止に努めるとともに、適切な廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保を図り、適正処理に努める必要がある。また、廃棄物減量化による要最終処分量の減少等を図ることが必要である。このため、以下の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

平成13年5月に策定した「ひょうご循環社会ビジョン」に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進するとともに、ビジョンの実行計画として廃棄物減量化目標を含ん

だ「兵庫県廃棄物処理計画」(平成19年4月改定)に基づき、更なる最終処分量の減量を図るものとする。

(2) 処理施設等の整備

本県の瀬戸内海関係区域における廃棄物処理施設整備状況についてみると、平成17年度末において、ごみ処理施設は50施設(処理能力10,164ト/日)が、粗大ごみ処理施設は22施設(処理能力1,354ト/日)が整備されている。

現在、これらの処理施設により処理を行う一方、廃棄物処理施設整備事業により、各市町等においてごみ処理施設の整備事業が進められているところである。

今後は、これら実施中の事業の鋭意促進を図るとともに、新たに廃棄物処理施設整備事業として、ごみ処理施設等の整備を推進するものとする。

また、産業廃棄物については、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、広域処理体制の整備を図るものとする。

さらに、公共施設から出る廃棄物の適正処理を確保するため、公共施設における廃棄物処理施設の整備を積極的に推進するものとする。

(3) 処分地の確保

本県の瀬戸内海関係区域においては、平成17年度末において、一般廃棄物の最終処分場は37箇所(残余容量1,243万 m^3)が、産業廃棄物の最終処分場は32箇所がそれぞれ確保されており、広域廃棄物処理対策事業として、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体とした大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)尼崎沖埋立処分場(残余容量109万 m^3)及び神戸沖処分場(残余容量1,127万 m^3)が確保されている。

しかし、廃棄物の量は年々増大してきており、新たな処分地の確保は極めて重要な課題となっているところである。

そのため、今後とも最終処分場の確保を積極的に推進するとともに、廃棄物となる以前をも含めた適切な対応を図るため、「ひょうご循環社会ビジョン」及び「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における県民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施することとする。

また、大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)についても、関係機関と協力して事業の推進に努める。

なお、海面埋立処分により廃棄物処理を行わざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで処分地の確保に努めるものとする。

7 健全な水循環機能の維持・回復

海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環機能の維持・回復を図ることとする。

海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟や藻場造成等の適切な整備を図るものとする。

陸域においては森林や農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、さらには、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした、県民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努めるものとする。

8 失われた良好な環境の回復等

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い消失、劣化した藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復し、望ましい環境を創り出すための施策の展開を図るものとする。

このため、先導的なプロジェクトとして、「尼崎 21 世紀の森構想」における沿岸域の環境創造や、播磨灘西部沿岸域における里海づくりを推進する。

これらの施策の推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、県民及び民間団体との参画と協働による取組に努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。

9 島しょ部の環境の保全

本県の島しょ部としては、1つの地域として確立しており島しょとは呼べない淡路島を除くと、家島諸島及び沼島がある。家島諸島は、主な4島の面積17.67km²、人口約9,000人、漁業及び採石業が主要産業である。沼島は、面積2.63km²、人口約600人、漁業が主要産業である。

島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることから、特に環境保全の取組に努めるものとする。

10 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類を削減する対策は極めて重要な施策である。

本県では、平成3年から平成16年まで「生活排水99%大作戦」を推進してきた結果、平成16年度末の生活排水処理率は全県で96.1%、全国第2位となった。その一方で生活排水処理率の地域間格差が生じていることから、平成17年度から「生活排水99%フォローアップ作戦」を展開しており、平成18年度末の生活排水処理率は97.3%となっている。

(1) 下水道の整備

本県の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況についてみると、平成18年度末において、流域下水道6箇所、公共下水道33箇所、特定環境保全公共下水道51箇所、計84箇所の終末処理場が稼働しているところであり、その処理人口は4,882千人、普及率は90.7%となっている。

今後とも、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図るうえで、特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、淡路島地域をはじめとして整備が遅れている地域において特に積極的に整備を推進するとともに、維持管理の徹底により放流水質の安定及び向上に努める。

また、高度処理施設については、海域の状況を勘案しつつ、その実施を図っていく。合流式下水道については、平成16年度に各下水道管理者が作成した「合流式下水道緊急改善計画」に基づき、計画的かつ緊急的・集中的に改善を推進する。

下水道事業実施計画

区分	継続	計画中
単独公共下水道	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 相生市 たつの市 赤穂市 三木市 高砂市 篠山市 丹波市 淡路市 加東市 多可町 福崎町 上郡町 東播磨高原広域事務組合	
流域下水道	猪名川流域 (尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町) 武庫川上流流域 (神戸市、西宮市、三田市) 武庫川下流流域 (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市) 加古川上流流域 (神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市) 加古川下流流域 (加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 揖保川流域 (姫路市、たつの市、宍粟市、太子町)	
特定環境保全公共下水道	姫路市 洲本市 たつの市 赤穂市 西脇市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 多可町 神河町 市川町 上郡町 佐用町	

(2) その他の生活排水処理施設の整備

下水道のほか、地域の実情に応じ、農・漁業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策を計画的に推進し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、平成 18 年度末において、それぞれ、処理人口約 187,700 人、約 6,100 人、約 82,400 人となっており、今後とも整備を推進するものとする。

浄化槽（合併処理浄化槽）については、平成 18 年度末で、49,077 基が整備されており、今後、地域特性を考慮し、事業を推進するものとする。

また、浄化槽法、建築基準法並びに県及び政令市における条例、浄化槽指導要綱等に基づき、適正な設置及び管理の徹底を図るよう指導するものとする。

さらに、大規模浄化槽については、必要に応じ、高度処理の導入を指導するものとする。

(3) し尿処理施設の整備

本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、平成 18 年度末において、神戸市ほか

19 市町 5 事務組合の 24 処理施設で整備されており、その処理能力は 3,265kl/日である。今後も、し尿処理施設(有機性廃棄物リサイクル推進施設)として積極的に高度処理施設の導入に努め、適正な管理に努めるとともに、有用な資源回収を行うこととする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる海底及び河床の汚泥の実態を把握するため、県下の主要河川及び主要海域において、底質調査を実施しているが、今後ともその積極的な実施を図り、水銀またはポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき、国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を講じるものとするほか、有機汚泥の堆積等による悪臭の発生等、生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等、所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じて、除去等の適正な措置を講じるものとする。

特に、本県の瀬戸内海関係区域における河川、港湾等の汚泥除去については、河川環境整備事業として阪神地域の河川の浚渫事業を、また、港湾公害防止対策事業として、特定重要港湾の神戸港及び姫路港、重要港湾の尼崎西宮芦屋港、東播磨港の浚渫事業を実施しているところであるが、これら浚渫事業については、積極的にその促進を図るものとし、さらに、新規浚渫事業についてもその推進を図るものとする。

また、大阪湾における底質浄化事業に関する調査等の推進を図るものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すためには、本県の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の適合状況を的確に把握することが必要不可欠である。このため公共用水域については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質環境基準点を中心として、現在、海域 91 地点(ダイオキシン類は 17 地点)、河川 249 地点(ダイオキシン類は 56 地点)、湖沼 1 地点(ダイオキシン類は 1 地点)、計 341 地点(ダイオキシン類は 76 地点)において、関係機関の相互協力の下に定期的に測定を実施している。また、加古川水域等に設置されている水質自動測定装置により、常時監視に努めているところであり、今後とも、環境水質監視体制の強化を図るものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底等に努めるとともに、総量規制に係る指定地域内事業場における汚濁負荷量を的確に把握するため、水質自動計測器等による効果的な計測施設等の整備の促進並びに測定体制の充実を図るものとする。

さらに、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素・りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。

また、水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、県立健康環境科学研究センター等の活用により、水質測定器及び測定技術についての調査研究を行うとともに、発生源別汚濁負荷量の管理、流域別汚濁負荷量の現状値及び将来予測値の算定、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に処理するための水質管理システムの充実を図るものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、県立健康環境科学研究センター及び県立農林水産技術総合センター等において、赤潮発生機構の解明、家畜ふん尿処理に関する研究、その他環境保全に関する調査研究及び技術開発等を進めており、今後とも、国・市町等その他関係機関との協力により、これら調査研究等の促進を図るとともに、瀬戸内海環境情報基本調査、貧酸素水塊発生防止対策のための調査、自然環境保全基礎調査、開発整備事業等に係る環境影響評価の技術開発等、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術開発等の鋭意推進に努めるものとする。

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。その実効を期すためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の県民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県民に対して、各種の広報手段を通じ、あるいは、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を高めるよう啓発活動の実施に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄の防止、台所から下水への生ゴミ流出の防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど瀬戸内海の環境保全のための県民運動の推進に努めるものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、社団法人瀬戸内海環境保全協会、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会及び財団法人ひょうご環境創造協会等の協力を得るとともに、県の環境保全基金等の活用を図り、より一層その効果を増すよう努めるものとする。

また、環境保全施策の策定及び推進に当たっては、県民の参画と協働により進めるものとする。

15 環境学習・環境教育の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境学習・環境教育を推進するものとする。このため、環境学習・環境教育の拠点施設となるひょうご環境体験館を運営するほか、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。また、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会により行われている地域別研修会等を活用した環境学習・環境教育を進めることとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。さらに、学校教育においても、環境体験事業や自然学校など、環境学習・環境教育の推進を図るものとする。

16 情報提供、広報の充実

県民の参画と協働、環境学習・環境教育、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努

めるものとする。

この情報提供、広報を推進するため、情報をデータベース化し、県ホームページ及び「せとうちネット」、「大阪湾環境データベース」の活用等により、広く情報を提供するシステムの構築を進める。

17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携が必要である。

現在、大阪湾環境保全協議会を通じて大阪府、和歌山県等と連携を図っているが、今後とも湾灘ごとの連携を図るとともに、平成16年3月に策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を進める。

また、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体間の連携を図ることとする。

さらに、「ひょうごの森・川・海再生プラン」に基づき、地域住民やNPO等民間団体などで構成する流域協議会を設置するなど、森・川・海をつなぐ自然環境の推進に係る事業を総合的に進める。

18 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、財団法人国際エメックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全会議等国際会議の開催や支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信・交換等に努めるものとする。

第4 施策実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることから、本計画で定められた施策については優先的に財源の確保等に努めその積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が着実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、計画の効果的な推進を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画の実効を期するためには、国、県、関係市町が一体となり強力に計画を推進することが重要である。

このため、国の地方機関、県、関係市町は、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、本計画の円滑な推進を図るものとする。

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

添付資料

平成20年5月

兵 庫 県

目 次

図 1	計画対象区域	1
図 2	石油コンビナート等特別防災区域	2
図 3 - 1	瀬戸内海の自然景観の核心的地域	3
図 3 - 2	史跡、名勝、天然記念物（国指定・県指定）	4
図 4	藻場及び干潟の保全関連指定地区	5
図 5	環境基準類型指定状況	6
表 1	人口の推移（本計画区域総人口）	7
表 2	総製造品出荷額の動向（本計画の区域）	7
表 3	瀬戸内海の水質の動向（COD）	7
表 4 - 1	瀬戸内海の水質の動向（全窒素）	8
表 4 - 2	瀬戸内海の水質の動向（全りん）	8

図1 計画対象区域



図2 石油コンビナート等特別防災区域

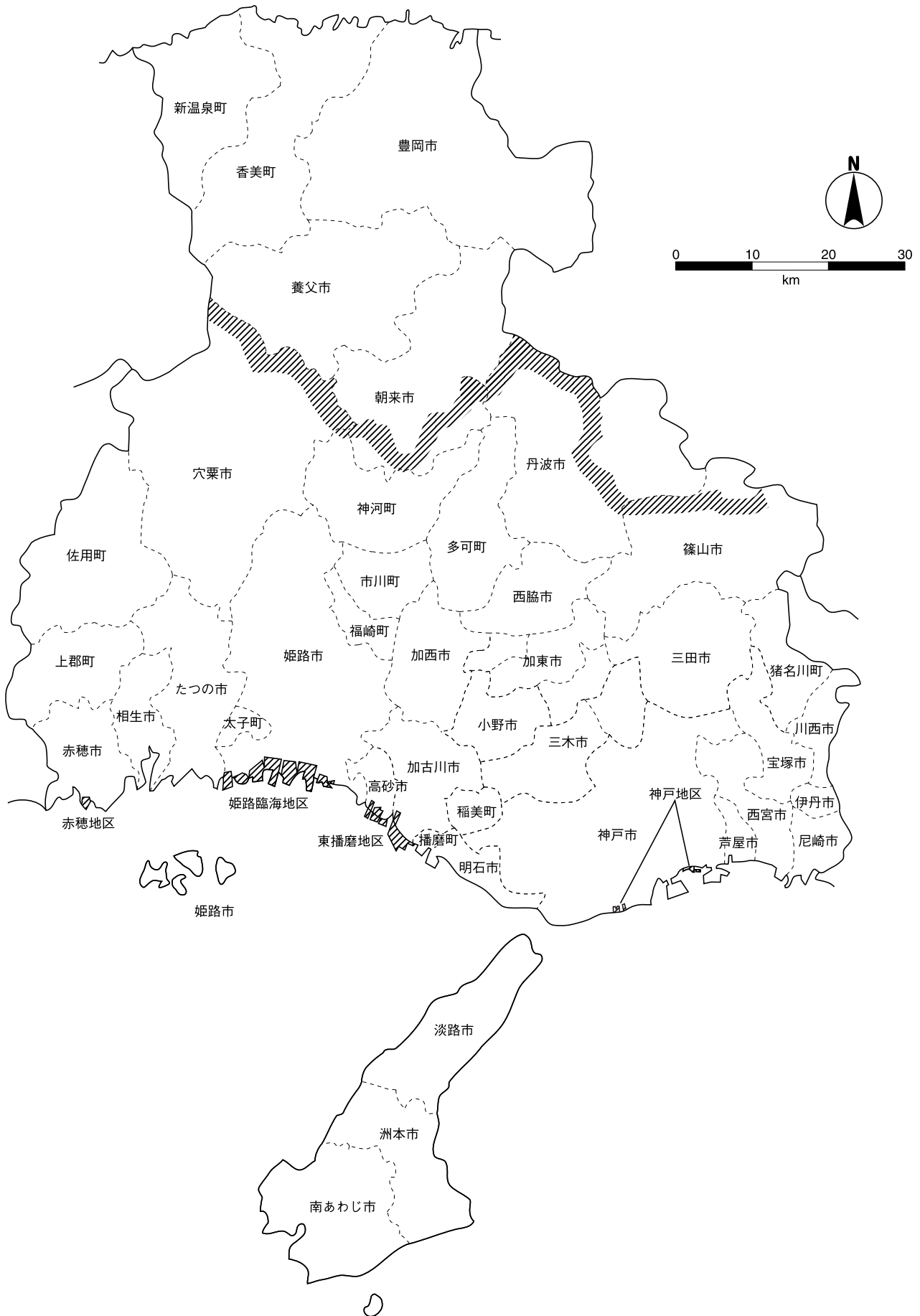


図 3-1 瀬戸内海の自然景観の核心的地域

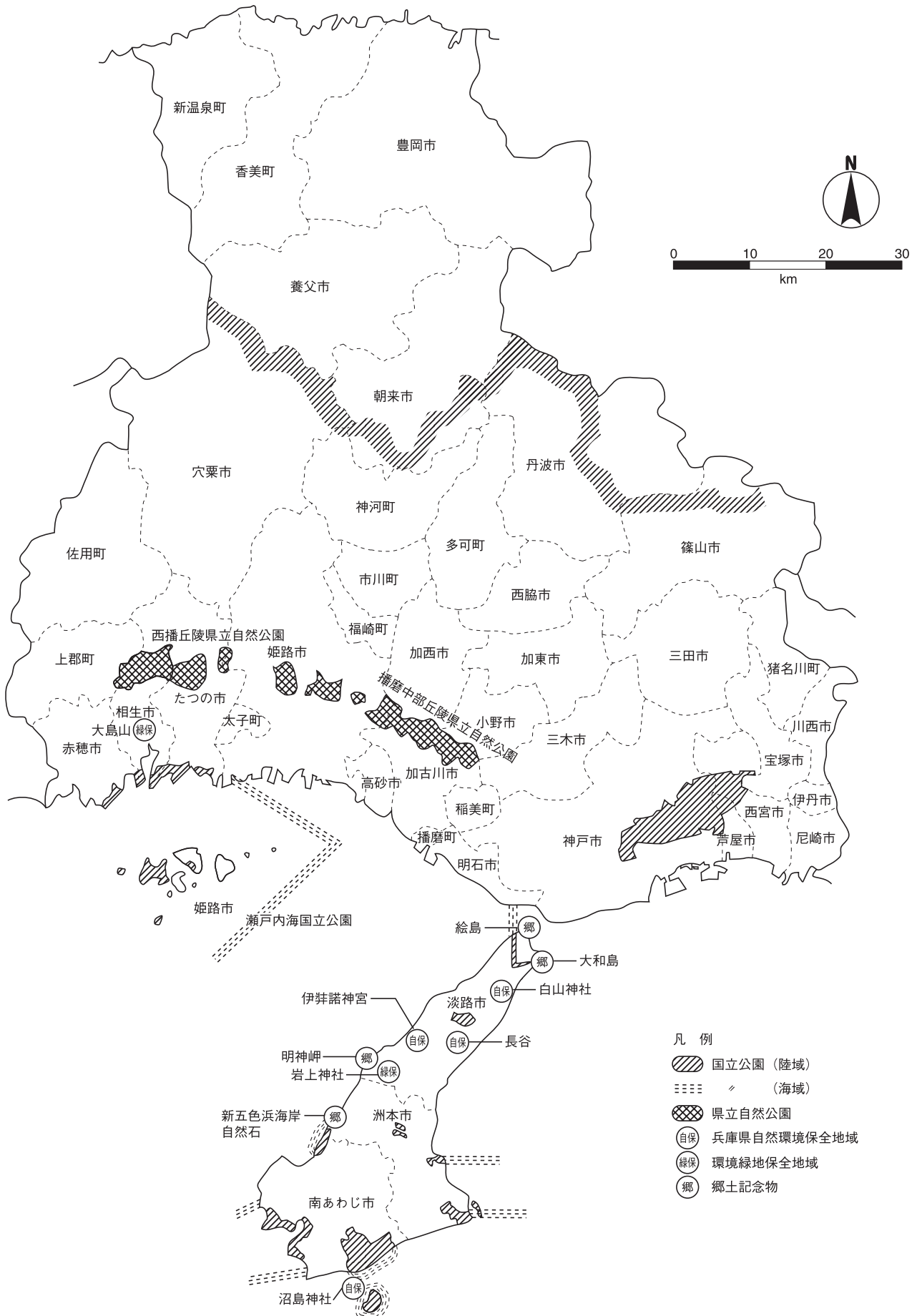


図3-2 史跡、名勝、天然記念物 (国指定・県指定)



図4 藻場及び干潟の保全関連指定地区

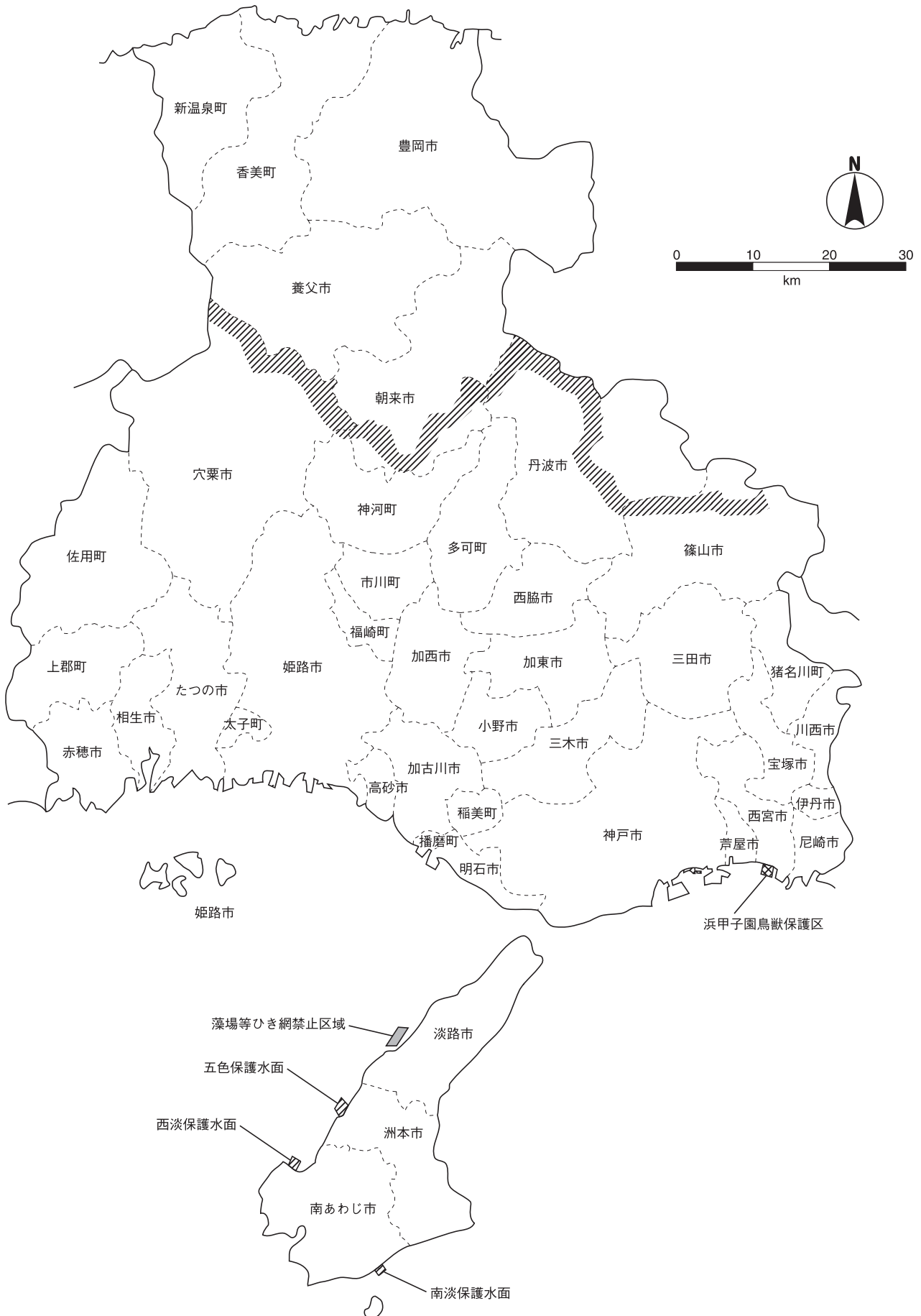


図5 環境基準類型指定状況

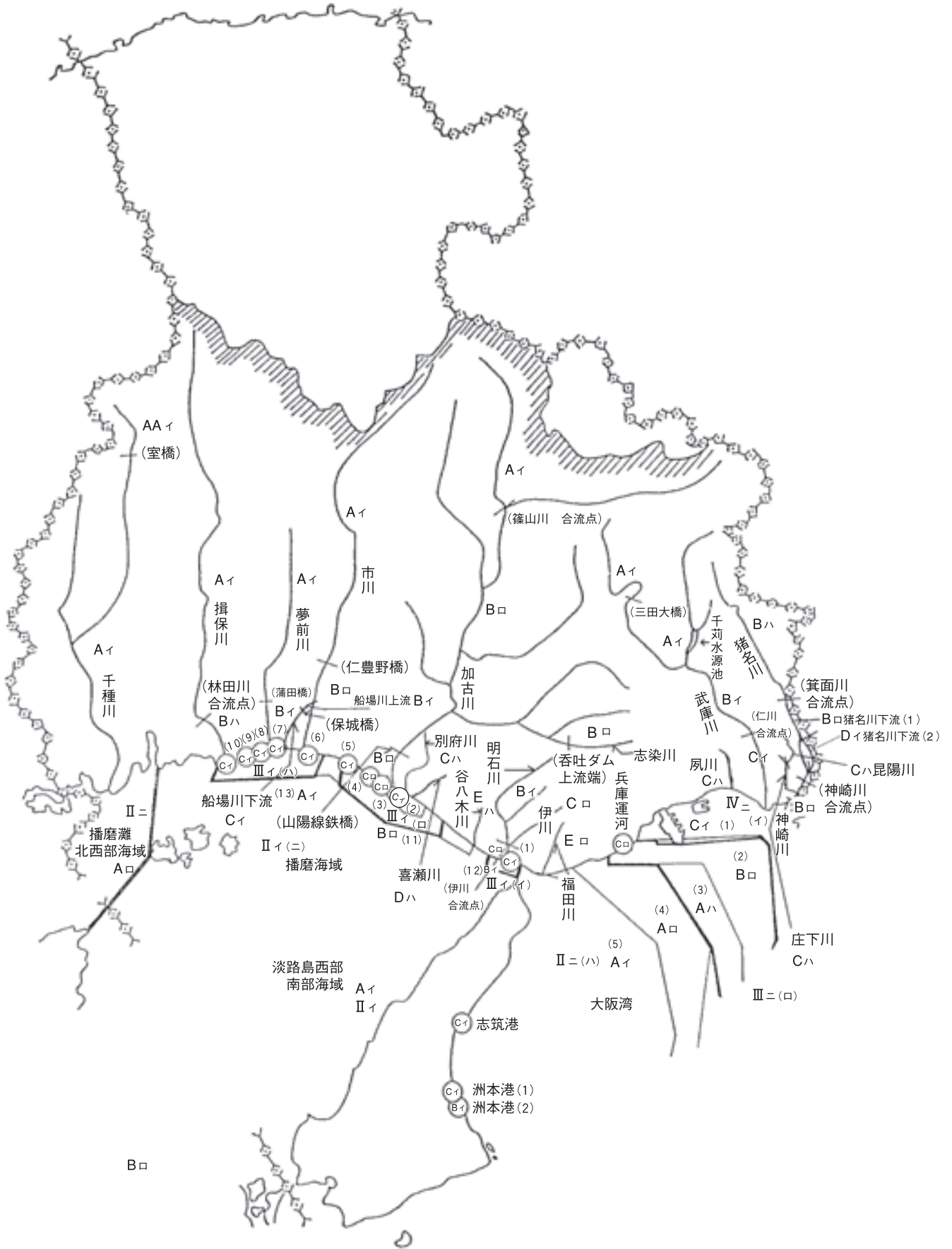


表1 人口の推移（本計画区域総人口）

（千人）

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
4,758	4,930	5,053	5,204	5,193	5,312	5,383

表2 総製造品出荷額の動向（本計画の区域）

（億円）

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
73,417	109,996	127,484	139,501	140,199	134,960	129,809

表3 瀬戸内海の水質の動向（COD）

類型	昭和61年度		平成3年度		平成8年度	
	75%値 mg/l	達成率 %	75%値 mg/l	達成率 %	75%値 mg/l	達成率 %
A	1.4～4.1	33	1.5～2.8	33	1.6～4.5	33
B	1.9～4.7	50	1.8～2.9	100	1.8～4.5	75
C	1.8～5.4	100	1.8～5.5	100	1.9～5.8	100

類型	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	75%値 mg/l	達成率 %	75%値 mg/l	達成率 %	75%値 mg/l	達成率 %
A	1.8～3.5	26	1.8～4.3	26	1.8～4.3	40
B	2.2～5.1	75	2.1～4.5	80	1.9～6.1	80
C	2.0～5.5	100	2.2～5.5	100	1.9～6.0	100

類型	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	75%値 mg/l	達成率 %	75%値 mg/l	達成率 %	75%値 mg/l	達成率 %
A	1.9～3.5	26	1.7～3.8	33	1.6～3.7	33
B	1.9～4.3	50	1.9～4.7	50	1.8～4.9	50
C	2.0～4.9	100	2.0～5.4	100	1.9～5.2	100

表 4 - 1 瀬戸内海の水質の動向（全窒素）

類型	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %
	0.26 ~ 0.36	75	0.24 ~ 0.34	100	0.25 ~ 0.29	100
	0.31 ~ 0.66	75	0.30 ~ 0.53	100	0.24 ~ 0.47	100
	0.83	100	0.75	100	0.69	100

類型	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %
	0.20 ~ 0.29	100	0.20 ~ 0.29	100	0.20 ~ 0.26	100
	0.22 ~ 0.48	100	0.24 ~ 0.44	100	0.21 ~ 0.39	100
	0.71	100	0.62	100	0.60	100

表 4 - 2 瀬戸内海の水質の動向（全りん）

類型	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %
	0.025 ~ 0.032	75	0.023 ~ 0.028	100	0.025 ~ 0.030	100
	0.029 ~ 0.057	75	0.026 ~ 0.043	100	0.028 ~ 0.044	100
	0.074	100	0.062	100	0.061	100

類型	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %	平均水質値 mg/l	達成率 %
	0.024 ~ 0.031	100	0.024 ~ 0.033	75	0.023 ~ 0.027	100
	0.025 ~ 0.050	100	0.026 ~ 0.049	100	0.025 ~ 0.037	100
	0.069	100	0.069	100	0.059	100